

答申第 721 号

令和元年 5 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 5 月 8 日付けで諮問された特定負担金に係る協議資料一部非公開の件（諮問第 815 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、別表 1 に掲げる情報を非公開としたうち、別表 2 に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表 3 に掲げる情報については公開すべきである。
- (2) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、特定協議会第 1 回担当者会議次第、同会議資料、第 1 回特定検討会議事要旨、同検討会次第、同検討会資料、第 2 回特定検討会議事要旨、同検討会次第、同検討会資料、第 3 回特定検討会議事要旨、同検討会次第、同検討会資料、第 4 回特定検討会議事要旨、第 6 回特定検討会議事要旨、同検討会資料、第 7 回特定検討会議事要旨、同検討会次第、同検討会資料、第 1 回特定検討会部課長会議議事要旨、関係機関等打合せ議事要旨、同打合せ資料、特定業務委託打合せ次第、同打合せ資料、平成 29 年 12 月 25 日に開催された特定業務委託打合せ次第及び同打合せ資料を対象文書として特定したことは妥当であるが、別表 4 に掲げる文書については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定をすべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 30 年 1 月 4 日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、平成 26 年度以降に実施された実施機関及び特定 2 市による特定事業を含む特定地区のまちづくりに関する負担金を議題とする協議等に係る記録類及び資料について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成 30 年 1 月 18 日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年 3 月 5 日付けで、特定協議会第 1 回担当者会議次第、同会議資料（以下「A 文書」という。）、第 1 回特定検討会議事要旨、同検討会次第、同検討会資料（以下「B 文書」という。）、第 2 回特定検討会議事要旨、同検討会次第、同検討会資料（以下「C 文書」という。）、第 3 回特定検討会議事要旨、同検討会次第、同検討会資料（以下「D 文書」という。）、第 4 回特定検討会議事要旨（以下

「E文書」という。）、第6回特定検討会議事要旨、同検討会資料（以下「F文書」という。）、第7回特定検討会議事要旨、同検討会次第、同検討会資料（以下「G文書」という。）、第1回特定検討会部課長会議議事要旨（以下「H文書」という。）、関係機関等打合せ議事要旨（以下「I文書」という。）、同打合せ資料（以下「J文書」という。）、特定業務委託打合せ次第、同打合せ資料（以下「K文書」という。）、平成29年12月25日に開催された特定業務委託打合せ次第、同打合せ資料（以下「L文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の α 欄に掲げる情報については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして、条例第5条第1号本文を理由に、別表1の β 欄、 γ 欄及び δ 欄に掲げる情報については、公開することにより県等の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、同条第4号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成30年4月2日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書並びに条例第19条第3項に規定される依頼に基づき当審査会に提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 条例第5条第4号は公開請求のあった行政文書は原則公開されることを明確に定めており、非公開とされる情報はあくまで例外としている。そのため、同号の適用には、「公開することによってその審議等に著しく支障を生じるおそれのある」情報であることを必要としているが、本件処分は、非公開部分が必要以上に広げられている。

イ 実施機関は、特定事業に負担金を支出する根拠は存在しない旨説明しているため、実施機関の負担金割合に対する考え方に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当しないことから、公開すべきである。

ウ 平成30年12月の特定市議会において、特定地区におけるまちづくりの取組内容が相当明確に明かされたため、本件処分の非公開部分については、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(2) 本件請求の趣旨に合致する文書の特定について

平成27年11月9日第5回特定検討会に係る文書、平成29年9月1日打合せに係る議事要旨、同年10月23日打合せに係る文書、同年11月17日打合せに係る文書、同月27日打合せに係る文書及び同年12月25日打合せに係る資料は、特定地区のまちづくりに係る費用便益の検討等に関する文書であり、本件請求の趣旨に合致する文書として特定すべきである。

4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

別表1の α 欄に掲げる情報は、関係機関等打合せに出席していた特定企業の担当者名であり、これらは、条例第5条第1号本文に規定された「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。また、同担当者は取締役等の登記簿に掲載される役職者ではなく、その名前がホームページに掲載される等、公になっている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ア、ウ及びエについても当然該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1の β 欄に掲げる情報

別表1の β 欄に掲げる情報は、特定事業に伴う実施機関及び特定2市の費用負担を算出するための根拠となる数値や考え方に関する情報であり、各機関が負担する負担金割合を多角的に検討するために、その過程において示された未成熟かつ未確定な情報である。

特定事業については、たびたび新聞報道がなされるなど社会的関心が高い事業である。また、特定2市の窓口に当該事業に反対する住民が訪れて、問合せや要請を行ったり、特定市議会に対して事業中止の

陳情がなされたりしている状況であった。また、本件請求時において、特定事業に伴う実施機関及び特定2市の費用負担の割合については、試算を含め、いかなる数値や考え方についても公表していない状況であった。

このような状況において、これらの情報が実施機関から何ら説明がなされていない状態で公開されると、実施機関及び特定2市の特定事業に対する取組姿勢が明らかになることに加え、近隣住民等の間ですでに決定した事項であるとの誤解が生じ、行政に対する不信感を生じさせるおそれがある。その結果、関係者相互の率直な意見交換が妨げられ、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障を生じさせるおそれがある。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表2のγ欄に掲げる情報

別表2のγ欄に掲げる情報は、土地区画整理事業の事業費等に関する情報であり、土地区画整理後の土地の評価の変化を示す増進率や減歩率等、区画整理区域の地権者等に直接関わる未成熟かつ未確定な情報である。

このような情報が、まだ地権者や近隣住民に対して説明や交渉が行われていない状態で公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が生じ、県民と行政との間の協議が混乱し、地権者からの協力が得られなくなる可能性があるほか、関係者相互の率直な意見交換が妨げられるおそれもある。その結果、事業の実施に影響が生じることになり、関係行政機関の財政にも影響を及ぼしかねない。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表2のδ欄に掲げる情報

別表2のδ欄に掲げる情報は、特定事業に係る特定地区の土地区画整理事業の進め方等に関する情報であり、土地区画整理事業の効率的な進め方を検討するに当たって示されたものであり、区画整理区域の地権者等に直接関わる未成熟かつ未確定な情報である。

特定事業については、たびたび新聞報道がなされるなど社会的関心

が高い事業である。また、特定2市の窓口に当該事業に反対する住民が訪れて、問い合わせや要請を行ったり、特定市議会に対して事業中止の陳情がなされたりしている状況であった。

このような状況において、これらの情報が、まだ地権者や近隣住民に対して説明や交渉が行われていない状態で公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が生じ、県民と行政との間の協議が混乱し、地権者からの協力が得られなくなる可能性がある。また、関係者相互の率直な意見交換が妨げられるおそれもある。その結果、事業の実施に影響が生じることになり、関係行政機関の財政にも影響を及ぼしかねない。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 審査請求人が対象文書に該当する旨主張している文書について

審査請求人は、前記3(2)に掲げる文書が本件請求に係る対象文書に該当する旨主張しているが、平成27年11月9日の第5回特定検討会は、平成28年度予算について協議が行われたものである。また、平成29年9月1日の打合せは、特定事業の実施に当たっての経済効果に関するものであり、同年10月23日の打合せは、委託業務の工程確認及び整理に関するものであり、同年11月17日の打合せは、土地区画整理事業の工程確認及び特定事業の実施に当たっての経済効果に関するものであり、同月27日の打合せは、委託業務の工程確認及び地質検査結果報告に関するものであり、同年12月25日の打合せは、特定事業の事業展開及び事業フレームに関する打合せである。そのため、いずれの打合せ等においても負担金に関する協議は行われず、当然、当該打合せ等の資料にも負担金協議に関するものは含まれていなかったことから、実施機関は、これらの文書は本件請求の趣旨に合致していないとして、特定しなかったものである。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。そこで、別表1のα欄に掲げる情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、別表1のα欄に掲げる情報は、特定企業の担当者の氏名であり、これらは個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるものであることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もつとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

これを本件について見ると、前記アにおいて、同号本文に該当すると判断した情報は、特定企業の担当者の氏名であることが認められる。同担当者は、取締役等の登記簿に掲載される役職者ではなく、その名前がホームページに掲載される等、公になっている情報ではないことが認められるため、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書のア、ウ及びエのいずれにも該当しな

いことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解されるため、以下検討する。

ア 別表1のβ欄に掲げる情報

(ア) 当審査会が確認したところ、別表1のβ欄に掲げる情報のうち、別表2のβ欄に掲げるものは、特定事業に伴う実施機関及び特定2市の費用負担を算出するための根拠となる数値や考え方の情報であり、負担金割合を多角的に検討するために、その過程において示された情報であることが認められる。また、特定事業については、たびたび新聞報道がなされるなど社会的関心が高い事業であり、特定2市の窓口当該事業に反対する住民が訪れて、問い合わせや要請を行ったり、特定市議会に対して事業中止の陳情がなされたりしている状況であったことが認められる。さらに、本件請求時において、特定事業に伴う実施機関及び特定2市の費用負担の割合については、試算を含め、いかなる数値や考え方についても公表していない状況であったことが認められる。

そのため、このような状況において、これらの情報が実施機関から何ら説明がなされていない状態で公開されると、実施機関の説明

するとおり、実施機関及び特定2市の特定事業に対する取組姿勢が明らかになることに加え、近隣住民等の間で既に決定した事項であるとの誤解が生じ、行政に対する不信感を招く可能性があることが認められる。また、関係者相互での率直な意見交換が妨げられ、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障が生じるおそれもあると認められる。

以上から、これらの情報は、公開することにより、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) しかしながら、別表1の β 欄に掲げる情報のうち、別表3の $\beta-1$ 欄に掲げるものについては、特定事業に伴う実施機関及び特定2市の費用負担を算出するための根拠となる考え方の情報であることが認められるが、すでに公になっている情報から当然推測できるものであり、これらの情報を公開したとしても、実施機関が説明するような支障が生ずるおそれがあることを認めることは困難であると言わざるを得ない。よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書には該当しないと判断する。

また、当審査会が確認したところ、別表1の β 欄に掲げる情報のうち、別表3の $\beta-2$ 欄に掲げるものについては、そもそも特定事業に伴う実施機関及び特定2市の費用負担を算出するための根拠となる数値や考え方の情報が含まれていないことにかんがみると、実施機関が説明するような支障が生ずるおそれがあることを認めることは困難であると言わざるを得ない。よって、これらの情報は、同号柱書には該当しないと判断する。

イ 別表1の γ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の γ 欄に掲げる情報は、特定地区の土地区画整理事業の事業費等に関する情報であり、実施機関が土地区画整理事業を行うにあたり、対象となる施行区域の土地の評価の変化を示す増進率や減歩率等を試算した結果であることが認められる。

これらの情報が公開されると、実際に実施機関が土地区画整理事業

を行うことになった場合、実施機関等が地権者と交渉を行う際の交渉材料が明らかになり、交渉が難航したり不調となったりする蓋然性が高くなり、ひいては、土地区画整理事業の事業費が増大し、当該事業の進捗が遅延するなどの支障が生じるおそれがあることが認められる。

よって、別表1のγ欄に掲げる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 別表1のδ欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のδ欄に掲げる情報は、特定事業に係る特定地区の土地区画整理事業の進め方等に関する情報であり、実施機関が土地区画整理事業を行うにあたっての効率的な進め方を検証するために示されたものであることが認められる。また、特定事業については、たびたび新聞報道がなされるなど社会的関心が高い事業であり、特定2市の窓口で当該事業に反対する住民が訪れて、問合せや要請を行ったり、特定市議会に対して事業中止の陳情がなされたりしている状況であったことが認められる。

そのため、このような状況において、これらの情報が、まだ地権者や近隣住民に対して説明や交渉が行われていない状態で公開されると、実施機関の説明するとおり、すでに決定した事項であるとの誤解が生じ、県民と行政との間の協議が混乱し、地権者からの協力が得られなくなったりする可能性がある。また、関係者相互の率直な意見交換が妨げられるおそれもあることが認められ、その結果、事業の実施に影響が生じるおそれがあることが認められる。

よって、別表1のδ欄に掲げる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

エ 審査請求人のその他の主張について

本件請求については、平成30年1月4日に行われているところ、審査請求人は、前記3(1)ウのとおり、平成30年12月の特定市議会において、特定地区におけるまちづくりの取組内容が相当明確に公表されたことから、本件処分の非公開部分については、条例第5条第4号柱書に該当しない旨主張している。そこで、実施機関が行った処分の妥当

性を判断する時点について、以下、検討する。

(7) 条例第10条第1項が、「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定を行わなければならない。」と規定し、同条第4項が、「実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。」と規定していることにかんがみると、公開請求の対象となる行政文書は、公開請求の時点において実施機関が管理しているものであり、その存否、条例第3条第1項に規定する行政文書該当性、条例第5条各号に規定する非公開事由該当性の判断についても、当該公開請求が行われた時点をもって判断することが相当であると解される。なぜなら、公開請求時より後に当該公開請求に合致する行政文書が作成された場合に、当該行政文書をも特定すべきとすると、公開請求に係る行政文書の特定に際限がなくなることになりかねず、また、公開請求より後に生じた事由を非公開事由該当性の判断の考慮要素とすると、諾否決定を行うその時まで、非公開事由の有無を判断することができないこととなるが、このような状況を是とすることは、事務処理上の困難に応じて、あらかじめ45日以内の期限延長をすることを否定することにほかならないためである。

そして、神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としている。これは、当審査会が公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解されるところ、当審査会は上記事項を調査審議し、実施機関が行った処分の妥当性を判断するのであるから、その妥当性の判断の時点についても、実施機関における判断時点と同様、審査請求に係る公開請求が行われた時点

もって行うことが相当であると解される。

- (イ) これを本件についてみると、本件請求は平成30年1月4日に行われているところ、審査請求人が主張する特定地区のまちづくりの内容が公表された時点は、同年12月の特定市議会であったことが認められる。そして、前記(ア)のとおり、本件処分の妥当性については、本件請求時点をもって判断することが相当と解されるため、本件請求より後の時点である同年12月に公表された事実は、当審査会における調査審議に影響を与えないことは明らかである。

よって、審査請求人のかかる主張は採用することができない。

- (3) 本件請求の趣旨と合致する文書の特定について

ア 審査請求人が本件対象文書に該当する旨主張する文書

審査請求人は、前記3(2)に掲げる文書について、特定地区のまちづくりに係る費用便益に関する文書であることを理由に本件請求の趣旨と合致する文書に該当する旨主張する。

しかし、当審査会が確認したところ、これらの文書は、実施機関が説明するとおり、特定事業における経済効果、当該事業の工程確認及び予算等に関する文書であり、いずれも負担金に関する協議は行われておらず、本件請求の趣旨である「平成26年度以降に実施機関及び特定2市で特定事業を含む特定地区のまちづくりに関する負担金について協議等を実施した記録書類及び資料」に合致するものではないことが認められる。そのため、実施機関が、これらの文書は本件請求の対象文書に該当しないと説明することに、特段不合理な点は認められない。

イ 本件行政文書と併せて保管されている文書

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうちA文書、B文書、C文書、D文書、F文書、G文書、J文書、K文書及びL文書（以下「抜粋資料」と総称する。）については、それぞれの会議等で配布された資料の抜粋であり、抜粋された残りの資料（以下「その他資料」という。）については、実施機関において抜粋資料と併せて保管されていることが認められる。また、E文書及びH文書は会議の議事要旨

であるが、これらの文書については、当該会議の資料（以下「本件会議資料」という。）が実施機関において併せて保管されていることが認められる。そのため、その他資料及び本件会議資料が本件請求の趣旨に合致する文書に該当するか否か、以下検討する。

(7) 条例第4条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。」と規定しており、公開請求の対象となるのは「情報」ではなく「行政文書」であることを明らかにしている。これは、公開請求の対象をその情報が記録されている部分のみではなく、当該行政文書全体すなわち行政文書単位とすることを定めたものであると解される。また、複数の文書が存在する場合に、それらの文書が一つの行政文書であるか否かを判断するに当たっては、当該文書の記載内容、性質、作成及び保管状況等の事情を総合的に考慮すべきと考えられる。

(イ) これを本件について見ると、その他資料は、直接本件請求の趣旨に合致するとは認められないものの、抜粋資料と併せて配布されたものであり、実施機関において、抜粋資料と物理的に結合されていないものの、同一のフォルダ内で保管されていたことが認められる。また、実施機関は、本件請求の趣旨に合致する情報が記載された部分を抜粋し、該当部分のみを公開することについて、本件請求時に審査請求人と調整していないことが認められる。したがって、これらの事情を考慮すると、その他資料及び抜粋資料は、全体として一つの行政文書であると評価するのが相当と考えられ、その他資料は、本件請求の趣旨に合致する文書に該当すると判断する。

(ウ) また、一般に、会議結果を報告するに当たっては、会議録に当該会議の資料を添付して行われるところ、E文書及びH文書は、会議録に当たる文書であることが認められ、これらの文書の内容が簡素なものであることから、本件会議資料の存在を前提として作成されたものと解される。さらに、実施機関において、E文書及びH文書と本件会議資料は、物理的に結合されていないものの、これらの文書は重ねられた上で、同一のフォルダ内で保管されていたことが認められる。した

がって、これらの事情を考慮すると、E文書及びH文書と本件会議資料は、全体として一つの行政文書であると評価するのが相当と考えられ、本件会議資料は、本件請求の趣旨に合致する文書に該当すると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

| 原処分における非公開情報一覧 | |
|----------------|--|
| 文書区分 | 非公開情報 |
| β | <p>C 文書</p> <p>特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 3 頁目中、5 行目 16 文字目から 6 行目まで、7 行目 40 文字目から 53 文字目まで、8 行目 2 文字目から 13 文字目まで、9 行目 2 文字目から 29 文字目まで、10 行目 2 文字目から 28 文字目まで、11 行目 3 文字目から 17 文字目まで、12 行目 4 文字目から 19 文字目まで、13 行目 4 文字目から 22 文字目まで、14 行目 24 文字目から 58 文字目まで、15 行目 2 文字目から 46 文字目まで、上段表中第 1 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項まで、中段表すべて、下段表すべて ○ 左記文書 4 頁目中、4 行目 1 文字目から 7 文字目まで、5 行目 2 文字目から 49 文字目まで、6 行目 5 文字目から 20 文字目まで、7 行目 2 文字目から 51 文字目まで、上段表すべて、下段表すべて ○ 左記文書 5 頁目中、3 行目 2 文字目から 6 行目まで、8 行目から 9 行目まで、10 行目 3 文字目から 13 行目まで、14 行目から 16 行目まで、17 行目 3 文字目から 19 行目まで、20 行目 2 文字目から 23 行目まで、表すべて、 ○ 左記文書 6 頁目中、最上段表すべて、上から 2 つ目の表すべて、上から 3 つ目の表すべて、上から 4 つ目の表すべて、最下段表中第 1 欄第 1 項から同欄第 6 項まで、第 2 欄のうち第 1 項及び第 3 項を除いたすべて、第 3 欄のうち第 1 項及び第 3 項を除いたすべて、第 4 欄のうち第 1 項及び第 3 項を除いたすべて |
| | <p>D 文書</p> <p>特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 8 頁目中、4 行目 4 文字目から 29 文字目まで、7 行目 2 文字目から 9 行目まで、10 行目 2 文字目から 15 行目まで、16 行目 4 文字目から 28 文字目まで、17 行目 2 文字目から 18 行目まで、19 行目 2 文字目から 20 行目まで、21 行目 4 文字目から 39 文字目まで、22 行目 2 文字目から 25 行目まで、26 行目 2 文字目から 29 行目まで、30 行目 2 文字目から 38 行目まで、39 行目 2 文字目から 44 文字目まで ○ 左記文書 9 頁目中、3 行目から 5 行目まで、7 行目 2 文字目から 8 行目まで、9 行目 2 文字目から 14 行目まで、18 行目 16 文字目から 20 行目まで、21 行目 2 文字目から 26 行目まで、27 行目 2 文字目から 29 行目まで、31 行目 2 文字目から 41 文字目まで、32 行目 2 文字目から 33 行目まで、35 行目 2 文字目から 41 文字目まで、36 行目 2 文字目から 37 行目まで |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | |
|----------------|--|
| 文書区分 | 非公開情報 |
| β G 文書 | <p>特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目中、8 行目 3 文字目から 19 文字目まで、9 行目 2 文字目から 16 文字目まで、10 行目 24 文字目から 11 行目まで、12 行目 3 文字目から 23 文字目まで、13 行目 2 文字目から 16 文字目まで、15 行目、16 行目 2 文字目から 29 文字目まで、17 行目 3 文字目から 29 文字目まで、18 行目 2 文字目から 26 文字目まで、20 行目 4 文字目から 25 文字目まで、21 行目 6 文字目から 15 文字目まで、22 行目 4 文字目から 33 文字目まで、最上段表すべて、上から 2 つ目の表すべて、上から 3 つ目の表すべて、最下段表中第 2 欄第 1 項から第 7 欄第 4 項まで ○ 左記文書 2 頁目中、3 行目 2 文字目から 20 文字目まで、4 行目 4 文字目から 19 文字目まで、5 行目から 6 行目まで、9 行目から 16 行目まで、22 行目から 23 行目まで、上段表すべて、下段表すべて ○ 左記文書 3 頁目中、8 行目 8 文字目から 12 文字目まで、11 行目 28 文字目から 32 文字目まで、12 行目から 14 行目まで、15 行目、上段表中第 1 欄のうち第 2 項を除くすべて、第 2 欄第 1 項から同欄第 6 項まで、第 3 欄のうち第 2 項及び第 4 項を除くすべて、第 4 欄第 1 項、同欄第 3 項、同欄第 5 項、同欄第 7 項、中段表中第 2 欄第 1 項から同欄第 5 項まで、第 3 欄第 1 項から同欄第 2 項まで、同欄第 6 項から同欄第 7 項まで、第 4 欄第 1 項から同欄第 2 項まで、同欄第 5 項、同欄第 7 項、第 5 欄第 1 項から同欄第 2 項まで、同欄第 5 項から同欄第 7 項まで、第 6 欄のうち第 6 項を除くすべて、第 7 欄のうち第 6 項を除くすべて、第 8 欄のうち第 6 項を除くすべて、第 9 欄第 3 項から同欄第 7 項まで、下段表中第 1 欄第 2 項から同欄第 3 項まで、第 2 欄第 2 項から同欄第 4 項まで、 ○ 左記文書 8 頁目中、2 行目 9 文字目から 3 行目まで、表中第 1 欄第 4 項から同欄第 16 項まで、同欄第 18 項から同欄第 23 項まで、同欄第 27 項から同欄第 31 項まで、同欄第 33 項から同欄第 42 項まで、同欄第 44 項から同欄第 51 項まで、第 2 欄第 5 項から同欄第 17 項まで、同欄第 19 項から同欄第 24 項まで、同欄第 28 項から同欄第 32 項まで、同欄第 34 項から同欄第 43 項まで、同欄第 45 項から同欄第 52 項まで、第 3 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 4 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、 |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | |
|---------------------|---|
| 文書区分 | 非公開情報 |
| β G 文書 < 続き > | <p>第 5 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 6 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 7 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 8 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 9 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 10 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 11 欄第 5 項から同欄第 17 項まで、同欄第 19 項から同欄第 24 項まで、同欄第 28 項から同欄第 32 項まで、同欄第 34 項から同欄第 43 項まで、同欄第 45 項から同欄第 52 項まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 9 頁目中、1 行目 4 文字目から 19 文字目まで、2 行目 2 文字目から 13 行目まで、14 行目から 17 行目まで、表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 10 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 11 文字目まで、第 2 欄第 2 項から第 9 欄第 3 項まで、図すべて ○ 左記文書 10 頁すべて（頁番号を除く。） ○ 左記文書 11 頁中、1 行目 2 文字目から 8 行目まで、9 行目から 10 行目まで、11 行目 2 文字目から 18 行目まで、上段表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 14 文字目まで、第 2 欄第 2 項から第 9 欄第 3 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 5 欄第 1 項から第 7 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 14 文字目まで、第 3 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項まで、第 6 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項まで、第 2 欄第 3 項から第 7 欄第 3 項まで |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | |
|----------------|----------------|--|
| 文書区分 | 非公開情報 | |
| β | G 文書 < 続き > | <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 12 頁中、3 行目 2 文字目から 8 文字目まで、4 行目から 6 行目まで、7 行目から 10 行目まで、11 行目から 15 行目まで、最上段表中第 2 欄第 3 項から第 5 欄第 3 項まで、上から 2 つめの表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 10 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 11 文字目まで、第 2 欄第 2 項から第 9 欄第 3 項まで、上から 3 つめの表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 14 文字目まで、第 2 欄第 2 項から第 9 欄第 3 項まで、上から 4 つ目の表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 5 欄第 1 項から第 7 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 14 文字目まで、第 3 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項まで、第 6 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項まで、第 2 欄第 3 項から第 7 欄第 3 項まで、最下段表中第 2 欄第 2 項から第 3 欄第 2 項まで ○ 左記文書 13 頁中、2 行目 12 文字目から 6 行目まで ○ 左記文書 14 頁中、別紙 1 に掲げる非公開情報 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の進め方等に関する情報 ○ 左記文書 15 頁表中、第 5 欄第 1 項、同欄第 4 項から同欄第 5 項まで |
| α | I 文書 | 特定企業の担当者氏名 ○ 左記文書中、8 行目 6 文字目から 7 文字目まで、12 文字目から 13 文字目まで |
| β | J 文書 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 左記文書中、別紙 2 に掲げる非公開情報① |
| γ | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 左記文書中、別紙 2 に掲げる非公開情報② |
| β | K 文書 | 左記文書 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報① |
| γ | | 1 頁 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報② |
| β | | 左記文書 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報① |
| γ | | 2 頁 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報② |

別表 1 < 続き >

| 原処分における非公開情報一覧 | | | |
|----------------|----------------|-------------|--|
| 文書区分 | | 非公開情報 | |
| β | K 文書 < 続き > | 左記文書 3 頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 別紙 5 に掲げる非公開情報① |
| γ | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 別紙 5 に掲げる非公開情報② |
| β | | 左記文書 4 頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 別紙 6 に掲げる非公開情報① |
| γ | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 別紙 6 に掲げる非公開情報② |
| β | L 文書 | 左記文書 1 頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 上段表中第 5 欄第 33 項から第 8 欄第 35 項まで、 下段表中第 2 欄第 1 項のうち 1 行目から 2 行目まで |
| γ | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 4 行目 2 文字目から 5 行目（ただし、左記頁右上 の四角に囲まれた部分は行数に数えない。）、上段 表中第 5 欄第 7 項から第 8 欄第 32 項まで、下段表 中第 2 欄第 1 項のうち 3 行目から 7 行目まで、第 2 欄第 2 項 |
| β | | 左記文書 2 頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 上段表中第 5 欄 33 項から第 7 欄第 35 項まで、下 段表中第 2 欄第 2 項のうち 4 行目 |
| γ | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 上段表中第 5 欄第 7 項から第 7 欄第 32 項まで、 下段表中第 2 欄第 1 項、第 2 欄第 2 項のうち 4 行目 を除いたすべて |

別表 2

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | |
|--------------|---|---|
| 文書区分 | 非公開情報 | 条例適用 条項 |
| β | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 左記文書3頁目中、5行目16文字目から6行目 まで、7行目40文字目から53文字目まで、8行目 2文字目から13文字目まで、9行目2文字目から 29文字目まで、10行目2文字目から28文字目ま で、11行目3文字目から17文字目まで、12行目4 文字目から19文字目まで、13行目4文字目から22 文字目まで、14行目24文字目から58文字目ま で、15行目2文字目から46文字目まで、上段表中 第1欄第2項から第4欄第2項まで、中段表すべ て、下段表すべて ○ 左記文書4頁目中、4行目1文字目から7文字目 まで、5行目2文字目から49文字目まで、6行目 5文字目から20文字目まで、7行目2文字目から 51文字目まで、上段表すべて、下段表すべて ○ 左記文書5頁目中、3行目2文字目から6行目ま で、8行目から9行目まで、10行目3文字目から 13行目まで、14行目から16行目まで、17行目3 文字目から19行目まで、20行目2文字目から23 行目まで、表すべて ○ 左記文書6頁目中、最上段表すべて、上から2つ 目の表すべて、上から3つ目の表すべて、上から4 つ目の表すべて、最下段表中第1欄第1項から同欄 第6項まで、第2欄のうち第1項及び第3項を除いた すべて、第3欄のうち第1項及び第3項を除いた すべて、第4欄のうち第1項及び第3項を除いたす べて | 第5条第 4号柱書 |
| | D 文書 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 のうち、次に掲げる情報 ○ 左記文書8頁目中、4行目4文字目から29文字目 まで、7行目2文字目から9行目まで、10行目2文 字目から15行目まで、16行目4文字目から28文字 目まで、17行目2文字目から18行目まで、19行目 2文字目から20行目まで、21行目4文字目から39 文字目まで、22行目2文字目から25行目まで、26 行目2文字目から29行目まで、30行目2文字目か ら38行目まで、39行目2文字目から44文字目まで |

別表2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | |
|--------------|-----------------------------|---|----------|
| 文書区分 | 非公開情報 | 条例適用 条項 | |
| β | D 文書 へ 続 き ▽ | ○ 左記文書9頁目中、3行目から5行目まで、7行目2文字目から8行目まで、9行目2文字目から14行目まで、18行目16文字目から20行目まで、21行目2文字目から26行目まで、27行目2文字目から29行目まで、32行目2文字目から33行目まで、35行目2文字目から41文字目まで、36行目2文字目から37行目まで | 第5条第4号柱書 |
| | G 文 書 | <p>特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報のうち、次に掲げる情報</p> <p>○ 左記文書1頁目中、8行目3文字目から19文字目まで、9行目2文字目から16文字目まで、10行目24文字目から11行目まで、12行目3文字目から23文字目まで、13行目2文字目から16文字目まで、15行目、16行目2文字目から29文字目まで、17行目3文字目から29文字目まで、18行目2文字目から26文字目まで、20行目4文字目から25文字目まで、21行目6文字目から15文字目まで、22行目4文字目から33文字目まで、最上段表すべて、上から2つ目の表すべて、上から3つ目の表すべて、最下段表中第2欄第1項から第7欄第4項まで</p> <p>○ 左記文書2頁目中、3行目2文字目から20文字目まで、4行目4文字目から19文字目まで、5行目から6行目まで、9行目から16行目まで、上段表すべて、下段表すべて</p> <p>○ 左記文書3頁目中、8行目8文字目から12文字目まで、11行目28文字目から32文字目まで、12行目から14行目まで、15行目、上段表中第1欄のうち第2項を除くすべて、第2欄第1項から同欄第6項まで、第3欄のうち第2項及び第4項を除くすべて、第4欄第1項、同欄第3項、同欄第5項、同欄第7項、中段表中第2欄第1項から同欄第5項まで、第3欄第1項から同欄第2項まで、同欄第6項から同欄第7項まで、第4欄第1項から同欄第2項まで、同欄第5項、同欄第7項、第5欄第1項から同欄第2項まで、同欄第5項から同欄第7項まで、第6欄のうち第6項を除くすべて、第7欄のうち第6項を除くすべて、第8欄のうち第6項を除くすべて、第9欄第3項から同欄第7項まで、</p> | 第5条第4号柱書 |

別表 2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | |
|--------------|--|--------------|
| 文書区分 | 非公開情報 | 条例適用 条項 |
| β | <p>下段表中第 1 欄第 2 項から同欄第 3 項まで、第 2 欄第 2 項から同欄第 4 項まで</p> <p>○ 左記文書 8 頁目中、2 行目 9 文字目から 3 行目まで、表中第 1 欄第 4 項から同欄第 16 項まで、同欄第 18 項から同欄第 23 項まで、同欄第 27 項から同欄第 31 項まで、同欄第 33 項から同欄第 42 項まで、同欄第 44 項から同欄第 51 項まで、第 2 欄第 5 項から同欄第 17 項まで、同欄第 19 項から同欄第 24 項まで、同欄第 28 項から同欄第 32 項まで、同欄第 34 項から同欄第 43 項まで、同欄第 45 項から同欄第 52 項まで、第 3 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 4 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 5 欄第 5 項から第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 6 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 7 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 8 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 9 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 10 欄第 5 項から同欄第 16 項まで、同欄第 19 項から同欄第 23 項まで、同欄第 28 項から同欄第 31 項まで、同欄第 34 項から同欄第 42 項まで、同欄第 45 項から同欄第 51 項まで、第 11 欄第 5 項から同欄第 17 項まで、</p> | 第 5 条第 4 号柱書 |

別表 2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | |
|--------------|--|-------------------------|
| 文書区分 | 非公開情報 | 条例適用 条項 |
| β | <p>G 文書へ 続き</p> <p>同欄第 19 項から同欄第 24 項まで、同欄第 28 項から同欄第 32 項まで、同欄第 34 項から同欄第 43 項まで、同欄第 45 項から同欄第 52 項まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 9 頁目中、1 行目 4 文字目から 19 文字目まで、2 行目 2 文字目から 13 行目まで、14 行目から 17 行目まで、図すべて、表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 10 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 11 文字目まで、第 2 欄第 2 項から第 9 欄第 3 項まで ○ 左記文書 10 頁すべて（頁番号を除く。） ○ 左記文書 11 頁中、1 行目 2 文字目から 8 行目まで、9 行目から 10 行目まで、11 行目 2 文字目から 18 行目まで、上段表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 14 文字目まで、第 2 欄第 2 項から第 9 欄第 3 項まで、下段表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 5 欄第 1 項から第 7 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 14 文字目まで、第 3 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項まで、第 6 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項まで、第 2 欄第 3 項から第 7 欄第 3 項まで ○ 左記文書 12 頁中、3 行目 2 文字目から 8 文字目まで、4 行目から 6 行目まで、7 行目から 10 行目まで、11 行目から 15 行目まで、最上段表中第 2 欄第 3 項から第 5 欄第 3 項まで、上から 2 つめの表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 10 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 11 文字目まで、第 2 欄第 2 項から第 9 欄第 3 項まで、上から 3 つめの表中第 2 欄第 1 項から第 5 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 13 文字目まで、第 6 欄第 1 項から第 9 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 14 文字目まで、第 2 欄第 2 項から第 9 欄第 3 項まで、上から 4 つ目の表中第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 13 文字目まで、 | <p>第 5 条第 4 号柱書</p> |

別表 2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | | |
|--------------|------------------------|---|--|--------------|
| 文書区分 | | 非公開情報 | | 条例適用 条項 |
| β | G 文書 へ 続 き | 第 5 欄第 1 項から第 7 欄第 1 項までを 1 つとする項のうち 4 文字目から 14 文字目まで、第 3 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項まで、第 6 欄第 2 項から第 7 欄第 2 項まで、第 2 欄第 3 項から第 7 欄第 3 項まで、最下段表中第 2 欄第 2 項から第 3 欄第 2 項まで、 ○ 左記文書 13 頁中、2 行目 12 文字目から 6 行目まで ○ 左記文書 14 頁中、別紙 1 に掲げる非公開情報 | | 第 5 条第 4 号柱書 |
| | | δ | 土地区画整理事業の進め方等に関する情報 ○ 左記文書 15 頁表中、第 5 欄第 1 項、同欄第 4 項から同欄第 5 項まで | 第 5 条第 4 号柱書 |
| α | I 文書 | 特定企業の担当者氏名 ○ 左記文書中、8 行目 6 文字目から 7 文字目まで、12 文字目から 13 文字目まで | | 第 5 条第 1 号本文 |
| β | J 文書 | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 左記文書中、別紙 2 に掲げる非公開情報① | | 第 5 条第 4 号柱書 |
| γ | | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 左記文書中、別紙 2 に掲げる非公開情報② | | |
| β | K 文書 | 左記文書 1 頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報① | 第 5 条第 4 号柱書 |
| γ | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報② | 第 5 条第 4 号柱書 |
| β | | 左記文書 2 頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報① | 第 5 条第 4 号柱書 |
| γ | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報② | 第 5 条第 4 号柱書 |

別表 2 < 続き >

| 原処分妥当非公開情報一覧 | | | | |
|--------------|------------------------|------------|--|--------------|
| 文書区分 | | 非公開情報 | | 条例適用 条項 |
| β | K 文書 へ 続 き | 左記文 書3頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠 となる情報 ○ 別紙5に掲げる非公開情報① | 第5条第 4号柱書 |
| | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 別紙5に掲げる非公開情報② | 第5条第 4号柱書 |
| | | 左記文 書4頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠 となる情報 ○ 別紙6に掲げる非公開情報① | 第5条第 4号柱書 |
| | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 別紙6に掲げる非公開情報② | 第5条第 4号柱書 |
| β | L 文 書 | 左記文 書1頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠 となる情報のうち、次に掲げる情報 ○ 上段表中第5欄第33項から第8欄第 33項まで、下段表中第2欄第1項のうち 1行目から2行目まで | 第5条第 4号柱書 |
| | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 4行目2文字目から5行目（ただし、 左記頁右上の四角に囲まれた部分は行数に 数えない。）、上段表中第5欄第7項から 第8欄第32項まで、下段表中第2欄第1 項のうち3行目から7行目まで、第2欄第 2項 | 第5条第 4号柱書 |
| | | 左記文 書2頁 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠 となる情報のうち、次に掲げるもの ○ 上段表中第5欄第33項から第7欄第 33項まで、下段表中第2欄第2項のうち 4行目 | 第5条第 4号柱書 |
| | | | 土地区画整理事業の事業費等に関する情報 ○ 上段表中第5欄第7項から第7欄第32 項まで、下段表中第2欄第1項、第2欄第 2項のうち4行目を除いたすべて | 第5条第 4号柱書 |

別表 3

| 公開すべき非公開情報一覧 | | |
|--------------|------|--|
| 文書区分 | | 非公開情報 |
| $\beta - 1$ | D 文書 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 9 頁目中、31 行目 2 文字目から 41 文字目まで |
| $\beta - 2$ | G 文書 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目中、22 行目から 23 行目まで |
| | L 文書 | 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目中、上段表中第 5 欄第 34 項から第 8 欄第 35 項まで 特定事業の費用負担を算出するための根拠となる情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目中、上段表中第 5 欄第 34 項から第 7 欄第 35 項まで |

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

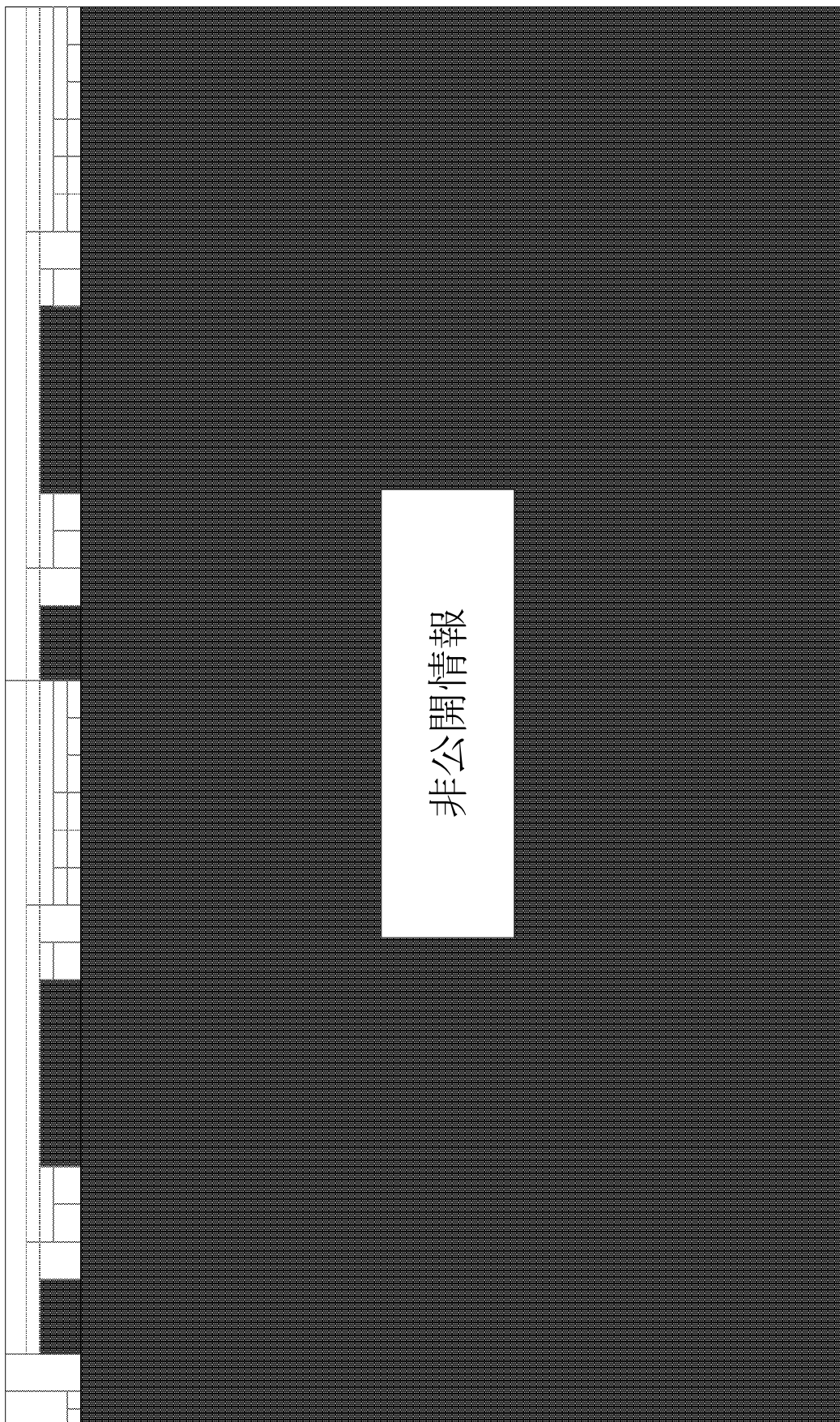
備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。



別表 4

| 改めて諾否決定すべき文書 | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 特定協議会第1回担当者会議資料 | 平成27年度特定地区事務分担表（案） |
| | 特定地区特定協議会設置要綱（案） |
| 第1回特定検討会資料 | 資料2（4. 特定駅及び特定地区のまちづくりスケジュール（案）を除く） |
| | 資料3 |
| 第2回特定検討会資料 | 第2回特定検討会出席者名簿 |
| | 第1回特定検討会議事要旨 |
| | 第1回特定検討会出席者名簿 |
| | 資料1-2 道路法（抜粋） |
| 第3回特定検討会資料 | 第3回特定検討会出席者名簿 |
| | 第2回特定検討会議事要旨 |
| | 第2回特定検討会出席者名簿 |
| | 資料3 特定駅設置協議会設置要綱（案） |
| 第4回特定検討会資料 | 第4回特定検討会出席者名簿 |
| | 第4回特定検討会次第 |
| | 第3回特定検討会議事要旨 |
| | 第3回特定検討会出席者名簿 |
| 第6回特定検討会資料 | 第6回特定検討会出席者名簿 |
| | 第6回特定検討会次第 |
| | 特定地区全体整備構想（案） |
| | 平成20年度特定地区拠点づくり検討調査報告書 |

別表 4 < 続き >


| 改めて諾否決定すべき文書 | |
|--|---|
| 第 7 回 特定 検 討 会 資 料 | 第 7 回 特定 検 討 会 出 席 者 名 簿 |
| | 資 料 3 特 定 駅 設 置 協 議 会 設 置 要 綱 (案) |
| 第 1 回 特定 検 討 会 部 課 長 会 議 資 料 | 平 成 28 年 度 第 1 回 特 定 検 討 会 次 第 |
| 関 係 機 関 等 打 合 せ 資 料 | 打 合 せ 次 第 |
| | 特 定 地 区 に お け る 新 駅 増 進 に お け る 影 響 に 係 る 資 料 |
| | シ ン ボ ル 道 路 が 整 備 さ れ な か っ た 場 合 の 影 響 に 係 る 資 料 |
| 特 定 業 務 委 託 打 合 せ 資 料 | 平 成 29 年 11 月 17 日 関 係 機 関 等 打 合 せ 議 事 要 旨 |
| | 資 料 3 |
| | 資 料 4 今 後 の 進 め 方 |
| | 資 料 5 費 用 便 益 検 討 に つ い て |
| 平 成 29 年 12 月 25 日 特 定 業 務 委 託 打 合 せ 資 料 | 平 成 29 年 12 月 25 日 関 係 機 関 等 打 合 せ 議 事 要 旨 |
| | 資 料 1 全 体 工 程 |
| | 特 定 地 区 事 業 展 開 図 (3 年 目 か ら 11 年 目 ま で) |
| | 事 業 フ レーム 総 括 表 (単 独 施 行) |
| | 年 度 別 資 金 計 画 (単 独 施 行) |
| | 事 業 フ レーム 総 括 表 (一 体 施 行) |
| | 年 度 別 資 金 計 画 (一 体 施 行) |
| | 資 料 3 |
| | 資 料 4 |
| | 不 動 産 鑑 定 速 報 値 |
| | 整 理 前 単 価 及 び 整 理 後 単 価 に 係 る 資 料 |

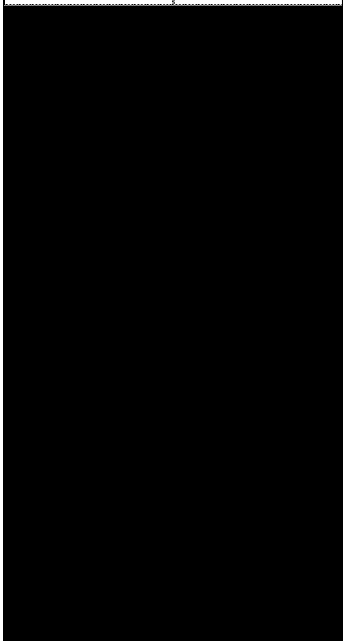


別紙 2 (凡例 :  非公開情報①、 非公開情報②)

◆ _____ 

_____ 

| | |  | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

|  | |
|--|--|



◆ _____







※ _____


別紙 3 (凡例 :  非公開情報①、 非公開情報②)

—  19文字

◆ _____



| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※ _____

| | |
|--|--|
| |  |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">1行目から3行目</div> <div style="background-color: #000000; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">4行目から5行目</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">6行目から9行目</div> |
| | <div style="background-color: #000000; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">1行目から3行目</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">4行目から7行目</div> |

※ _____


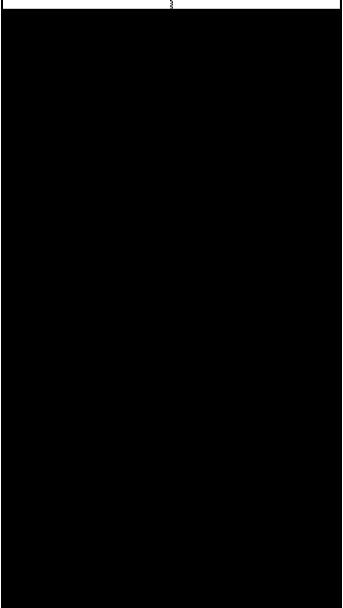
別紙 4 (凡例 :  非公開情報①、 非公開情報②)

—  12文字


◆ _____

⋮ _____

⋮ 



| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | |  | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | |  | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

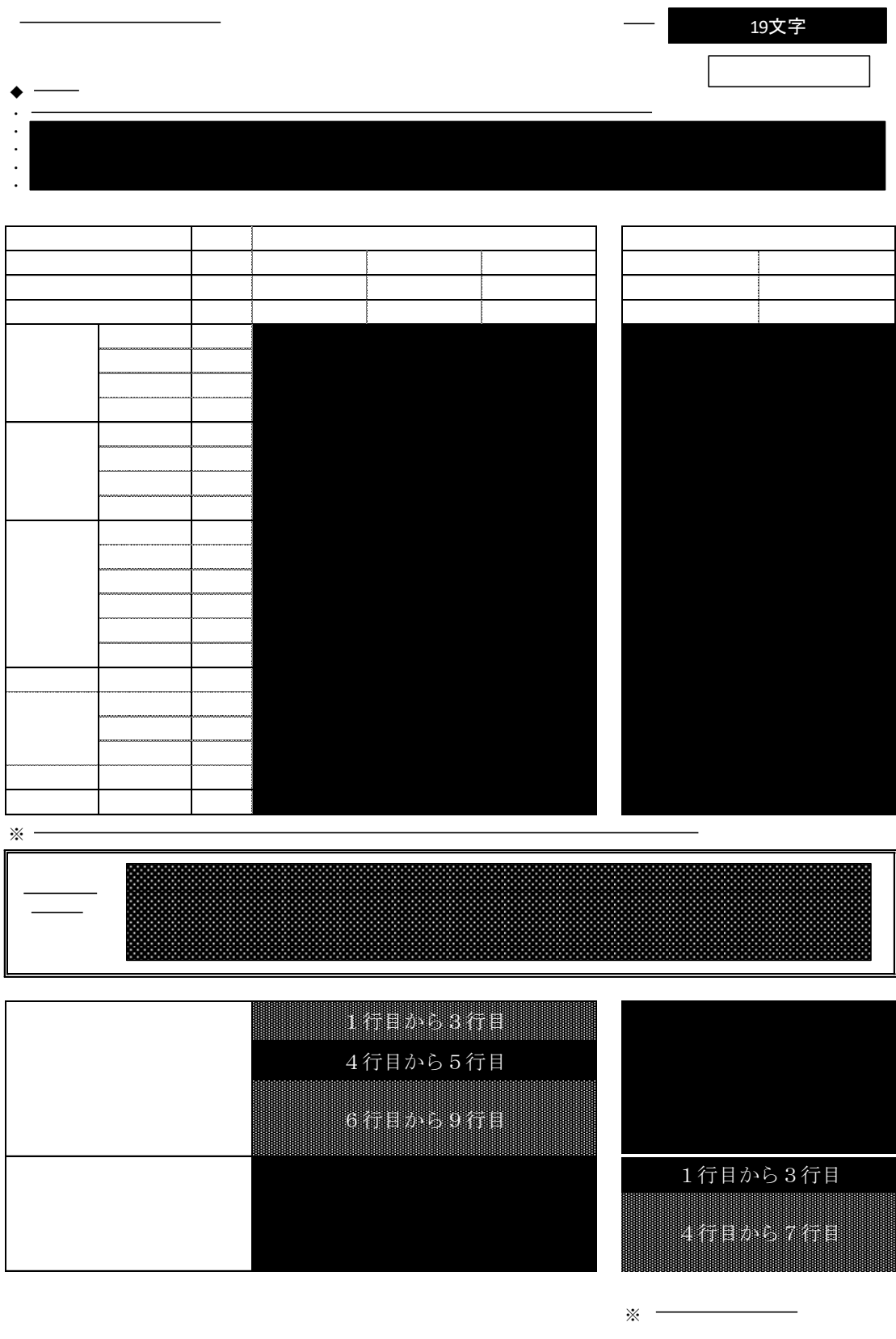
※ _____


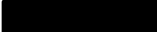
| | |
|----------------|--|
| _____ _____ |  |
|----------------|--|

| | | |
|--|----------|----------|
| | 1行目から3行目 | |
| | 4行目から5行目 | |
| | 6行目から9行目 | |
| | | |
| | | 1行目から3行目 |
| | | 4行目から7行目 |

※ _____

別紙5（凡例： 非公開情報①、 非公開情報②）



別紙6 (凡例:  非公開情報①、 非公開情報②)

12文字

◆ _____

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※ _____

| | | |
|--|----------|----------|
| | 1行目から3行目 | |
| | 4行目から5行目 | |
| | 6行目から9行目 | |
| | | |
| | | 1行目から3行目 |
| | | 4行目から7行目 |

※ _____

別紙 7

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 平成 30 年 5 月 10 日 | ○ 諮問 |
| 11 月 28 日 (第 190 回部会) | ○ 審議 |
| 12 月 6 日 | ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 |
| 12 月 13 日 | ○ 条例第 19 条第 3 項の規定に基づき審査請求人に対して意見書の提出を依頼 |
| 12 月 20 日 (第 191 回部会) | ○ 審議 |
| 12 月 20 日 | ○ 条例第 19 条第 3 項が規定する依頼に基づき審査請求人から提出された意見書を収受 |
| 平成 31 年 4 月 19 日 (第 195 回部会) | ○ 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|-----------------|------------------|
| 板 垣 勝 彦 | 横浜国立大学大学院准教授 | 部 会 員 |
| 市 川 統 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | 部 会 員 |
| 柿 崎 環 | 明 治 大 学 教 授 | |
| 田 村 達 久 | 早 稲 田 大 学 教 授 | 会長職務代理者 |
| 常 岡 孝 好 | 学 習 院 大 学 教 授 | 会 長 (部会長を兼ねる) |
| 遠 矢 登 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | |
| 堀 内 かおる | 横 浜 国 立 大 学 教 授 | 部 会 員 |

(令和元年5月15日現在) (五十音順)